

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成15年2月6日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に準じて、「塩化ビニル高炉原料化設備」に係る自主的環境影響評価見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 事業者

日本鋼管株式会社

代表取締役社長 半明 正之

東京都千代田区丸の内1丁目1番地2号

2 事業の名称及び種類

(1) 名称

塩化ビニル高炉原料化設備

(2) 種類

工場又は事業所の新設

廃棄物処理施設の新設

3 事業を実施する区域

川崎市川崎区水江町699番地23

4 事業の目的及び内容

(1) 目的

塩化ビニル高炉原料化設備の建設

(2) 内容

ア 区域面積 7,383 m²

イ 土地利用計画

(ア) 建築物 1,715 m²

(イ) 屋外設備 1,840 m²

(ウ) 通路・駐車場 2,986 m²

(エ) 緑化地 842 m²

ウ 処理設備

(ア) 前処理設備

(イ) コークス受入設備

(ウ) 焼却設備

(エ) 排ガス処理設備

(オ) 冷却設備

(カ) 脱塩素物処理設備

(キ) 塩酸処理設備等

エ 処理能力

27.1トン/日

5 事業の施行期間

(供用予定時期) 平成15年4月

6 自主的環境影響評価見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成15年2月6日(木)から平成15年3月7日(金)まで

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。